

京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 97号

京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「退職の日から7日以内に消防団員退職報償金支払請求書」を「速やかに次に掲げる事項を記載した書面」に改め、「別記様式。」を削り、「いう。）に」を「いう。）を経由して、市長に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 請求年月日
- (3) 請求金額
- (4) 口座振替の方法による支払を求める場合にあっては、振込口座

第1条第2項各号列記以外の部分中「それぞれ2通」を削り、同条第3項中「受理した」を「受け取った」に改める。

第2条中「を受け取った」を「の提出があった」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(消防局消防団・自主防災推進室)